

て準用する場合を含む。) の延納税額からその納期限が到来している分納税額を控除した残額(以下この条において「特定物納対象税額」という。)を第三十九条第二十七項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により変更された条件による延納によつても金銭で納付することを困難とする事由が生じた場合においては、その者の申請により、特定物納対象税額のうちその納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、物納の許可をすることができる。

2 前項の規定による物納(以下この条において「特定物納」という。)の許可を受けようとする者は、当該特定物納に係る相続税の申告期限の翌日から起算して十年を経過する日までに、特定物納対象税額、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、特定物納の許可を求めるとする税額その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に物納手続関係書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請者及び当該申請に係る事項について第一項の規定並びに第六項において準用する第四十一条第一項後段及び第二項から第五項までの規定に該当するか否かの調査を行い、その調査に基づき、当該提出があつた日の翌日から起算して三月以内に当該申請に係る特定物納の許可を求めるとする税額の全部又は一部について当該特定物納に係る財産ごとに当該特定物納の許可をし、又は当該申請の却下をする。

4 第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請により特定物納の許可を求めようとする税額のうち、当該提出があつた日から次の各号に掲げる日までの間にその分納期限が到来する分納税額の納期限は、当該各号に定める日まで延長する。

一 前項の規定により申請の却下がされる日、第六項において準用する第四十二条第十項の規定により申請を取り下げたものとみなされる日又は自ら申請を取り下げる日 これらの日の翌日から起算して一月を経過する日

二 第六項において準用する第四十三条第二項の規定により相続税の納付があつたものとされる日 当該納付があつたものとされる日

5 特定物納に係る財産の収納価額は、当該特定物納に係る申請の時の価額による。ただし、税務署長は、収納の時までに当該財産の状況に著しい変化が生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる。

6 第四十一条第一項後段及び第二項から第五項まで、第四十二条第三項、第八項

から第十項まで、第十四項及び第十六項から第二十八項まで、第四十三条第二項から第七項まで並びに前条の規定は、前各項の規定による特定物納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 7 前各項に定めるもののほか、特定物納に関し必要な事項は、政令で定める。

(延納又は物納に関する事務の引継ぎ)

第四十八条の三 国税通則法第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が延納又は物納に関する事務の引継ぎを受けた場合におけるこの章の規定の適用については、同章中「税務署長」とあるのは、「国税局長」とする。

第七章 雜則

(申告書の公示)

第四十九条 税務署長は、相続税に係る申告書の提出があつた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納税地及び課税価格を少なくとも一月間公示しなければならない。

1 当該申告書に記載された課税価格が一億円を超える場合

2 当該申告書に添付された第二十七条第四項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時ににおける財産（当該被相続人が贈与をした財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）の価額（債務の金額がある場合には、当該金額を控除した金額）が五億円を超える場合

税務署長は、贈与税に係る申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税価格が四千万円を超えるときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納税地及び課税価格を少なくとも一月間公示しなければならない。

(相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等)

第四十九条 省 略

2 省 略

(延滞税の特則)

(相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等)

第四十九条の二 同 上

2 同 上

(延滞税の特則)

第五十一条 省略

2 次の各号に掲げる相続税については、当該各号に定める期間は、国税通則法第六十条第二項（延滞税）の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 相続又は遺贈により財産を取得した者が、次に掲げる事由による期限後申告書又は修正申告書を提出したことにより納付すべき相続税額 第三十三条の規定による納期限の翌日からこれらの申告書の提出があつた日までの期間

イ・ロ 省略

ハ 第三十二条第一号から第六号までに規定する事由が生じたこと。

二 相続又は遺贈により財産を取得した者について、次に掲げる事由により更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相続税額 第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定により納付すべき相続税額 第二十八条第一項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日（ハに掲げる事由による更正又は決定の場合にあつては、これら的通知書を発した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する日とのいずれか早い日。次条第一項第一号及び第五十三条第一項において同じ。）までの期間

イ・ロ 省略

ハ 第三十二条第一号から第六号までに規定する事由が生じたこと。

3 次の各号に掲げる贈与税については、当該各号に定める期間は、国税通則法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 第二十二条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため期限後申告書又は修正申告書を提出したことにより納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限の翌日からこれらの申告書の提出があつた日までの期間

二 第二十二条の二第四項の規定の適用を受けていた者について、第三十二条第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する日とのいずれか早い日までの期間

第五十一条 同上

2 次の各号に掲げる相続税については、当該各号に掲げる期間は、国税通則法第六十条第二項（延滞税）の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 同上

イ・ロ 同上

ハ 第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたこと。

二 相続又は遺贈により財産を取得した者について、次に掲げる事由により更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相続税額 第三十三条の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定により納付すべき相続税額 第二十八条第一項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日（ハに掲げる事由による更正又は決定の場合にあつては、これらの通知書を発した日と当該事由の生じた日から四月を経過する日とのいずれか早い日）までの期間

イ・ロ 同上

ハ 第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたこと。

4|3|相続税について物納があつた場合においては、当該物納に係る相続税額の第三十一条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日（同日前に当該物納の許可の申請があつた場合には、当該申請があつた日）の翌日から第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日までの期間に對応する部分の延滞税は、納付することを要しない。

(延納等に係る利子税)

第五十二条 延納の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分納税額を納付する場合に当該各号に掲げる利子税を併せて納付しなければならない。

一 第一回に納付すべき分納税額を納付する場合においては、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。）の翌日から当該分納税額の納期限までの期間に応じ、年六・六パーセントの割合（次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに定める割合。次号において「利子税の割合」という。）を乗じて算出した金額に相当する利子税

イ・ロ 省略

二 第二回以後に納付すべき分納税額を納付する場合においては、当該延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの期間に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税

イ・ロ 同上

二 第二回以後に納付すべき分納税額を納付する場合においては、当該延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの期間に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）に相当する利子税

イ・ロ 同上

4|3|利子税

第五十二条 同上

一 第一回に納付すべき分納税額を納付する場合においては、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には、同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。）の翌日から当該分納税額の納期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合（次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに定める割合。以下「利子税の割合」という。）を乗じて算出した金額（当該納期限前に納付があつた場合には、当該算出した金額から、当該納期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該納期限までの期間の月数に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）に相当する利子税

額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額（）を控除した金額に相当する利子税

2| 延納の許可を受けた者が第三十九条第二十九項又は第四十条第二項（第四十四条第二項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により延納の許可を取り消された場合においては、その者については、その取消しがあつた時以後に納付すべきであつた分納税額の合計額をその取消しがあつた時に納期限が到来した分納税額とみなして、前項の規定を適用する。

3| 省略
4| 相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者について、第三十九条第二項（同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による延納の申請の却下があつた場合又は第三十九条第十二項（同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第三十九条第二項の規定による当該延納の申請の却下があつた日又は同条第十二項の規定により当該延納の取下げがあつたものとみなされる日までの期間につき、当該相続税額又は贈与税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

5| 前各項に定めるもののほか、延納の許可、却下、取下げ又は取消しに係る利子税の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

（物納等に係る利子税）

第五十三条 第四十二条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による物納の許可を受けた者は、当該物納に係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。次項において同じ。）の翌日から第四十三条第一

2| 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、十五日以下の端数は切り捨て、十五日を超える端数は一月とする。

3| 延納の許可を受けた者が第三十九条第六項又は第四十条第一項の規定により延納の許可を取り消された場合においては、その者については、その取消しがあつた時以後に納付すべきであつた分納税額の合計額をその取消しがあつた時に納期限が到来した分納税額とみなして、第一項の規定を適用する。

4| 同上

第五十三条及び第五十四条 削除

二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により納付があつたものとされた日までの期間に応じ、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する納期限又は納付すべき日の翌日（第四十二条第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書（第四十五条第二項において準用する第四十二条第四項の物納手続関係書類提出期限延長届出書の提出があつた場合には、当該物納手続関係書類提出期限延長届出書。以下この項において「最終物納手続関係書類提出期限延長届出書」という。）の提出があつた場合には、当該最終物納手続関係書類提出期限延長届出書に係る物納手続関係書類の提出期限の翌日）から第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日までの期間（物納手続関係書類の訂正又は提出を行う期間その他の期間として政令で定める期間を除く。）に対応する部分の利子税は、納付することを要しない。

3 第四十六条第三項の規定による物納の撤回の承認を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、その物納の撤回に係る相続税額の納付に併せて、次の各号に掲げる相続税額の区分に応じ、当該各号に定める期間につき、次項で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

一 第四十六条第十項の規定による通知に係る相続税額 当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間

二 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額 イ及びロに掲げる期間

イ 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間

ロ 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日の翌日から当該延納の許可を受けた相続税額の延納期限（当該期限前に当該相続税額の全部の納付があつた場合には、その納付の日）までの期間

4 前項に規定する金額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に定める期間 同号に掲げる相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間に応じ、年七・三パー

セントの割合を乗じて算出した金額

二 前項第二号に定める期間 イ又はロに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 前項第二号イに掲げる期間 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

ロ 前項第二号ロに掲げる期間 前条第一項第一号中「又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）」の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。）」とあるのは、「に係る第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日」として、同条の規定に準じて算出した金額

5 第三項の場合において、第四十三条第一項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により相続税の納付があつたものとされた日後に当該相続税に係る物納の撤回の承認があつたときは、同日の翌日からその物納の撤回の承認があつた日までの期間に対応する部分の利子税は、納付することを要しないものとし、当該承認に係る不動産につき当該期間内に国が取得すべき賃貸料その他の使用料は、返還することを要しないものとする。

6 相続又は遺贈により財産を取得した者について、第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があつた場合（当該物納に係る相続税について第四十四条第二項において準用する第三十九条第一項の規定による延納の申請をした場合を除く。）又は第四十二条第十項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第四十二条第二項の規定による当該物納の申請の却下があつた日又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる日（第四十五条第二項において準用する第四十二条第二項又は第十項の規定の適用がある場合には、これらの規定による却下があつた日又は取り下げたものとみなされる日

)までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

7 第四十八条第二項（第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により物納の許可の取消しを受けた者は、第一項及び第二項の規定にかかるらず、当該取消しに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日（第四十八条の二第六項において準用する第四十八条第二項の規定により物納の許可の取消しがあつた場合には、第四十八条の二第六項において準用する第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日）の翌日から当該取消しのあつた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。この場合において、当該取消しに係る物納財産につき当該物納財産に係る第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされた日の翌日から当該取消しのあつた日までの期間内に国が取得した、又は取得すべき賃貸料その他の利益に相当する金額（国が当該物納財産につき有益費を支出した場合は、当該有益費の額に相当する金額を控除した金額）を返還するものとする。

8 前各項に定めるもののほか、物納の許可、却下、取下げ、撤回又は取消しによる利子税の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第五十四条 削除

(当該職員の質問検査権)

第六十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、次の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条及び第七十条第三号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一〇七省略

214省略

(当該職員の質問検査権)

第六十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、次の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七十条第三号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一〇七同上

214同上

(官公署等への協力要請)

第六十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税又は贈与税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関するべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第六十四条 同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親族その他これらの人と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

2| 前項の規定は、同族会社等の行為又は計算につき、法人税法(昭和四十年法律第三十四号) 第百三十二条第一項(同族会社等の行為又は計算の否認)若しくは所得税法第一百五十七条第一項(同族会社等の行為又は計算の否認等)又は地価税法(平成三年法律第六十九号) 第三十二条第一項(同族会社等の行為又は計算の否認等)の規定の適用があつた場合における当該同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの人と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定について準用する。

3| 前二項の「同族会社等」とは、法人税法第二条第十号(定義)に規定する同族会社又は所得税法第一百五十七条第一項第二号に掲げる法人をいう。

4| 合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人の行為又は計算で、これを容認した場合においては当該一方の法人若しくは他方の法人の株主若しくは社員又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

(官公署等への協力要請)

第六十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税又は贈与税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関するべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(同族会社の行為又は計算の否認等)

第六十四条 同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親族その他これらの人と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

2| 前項の「同族会社」とは、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一条第十号(定義)に規定する同族会社をいう。

3| 移転法人(合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立(以下この項において「合併等」という。)によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人をいう。(以下この項において同じ。)又は取得法人(合併等により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。(以下この項において同じ。))の行為又は計算で、これを容認した場合においては当該移転法人若しくは当該取得法人の株主若しくは社員又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

(相続等により土地等を取得した場合の申告期限の特例)

第二十六条 その年の課税時期前に開始した相続又はその相続に係る遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この章において同じ。)により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、当該土地等の取得をしなかつたとした場合においても前条第一項の規定による申告書を提出しなければならないこととなるものが、当該申告書の提出期限の前日から起算して四月前の日から当該提出期限までの間に、当該相続の開始があつたことを知った場合又は次の各号に掲げる事実が生じたことを知った場合には、その年の課税時期に係る当該申告書の提出期限は、当該相続の開始があつたことを知った日(次項において「相続確認日」という。)の翌日から四月を経過した日の前日(その日までに次の各号に掲げる事実が生じたことを知ったときは、当該事実が生じたことを知った日(以下この条において「分割等確認日」という。)の翌日から四月を経過した日の前日)又は分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日とする。

一 省 略

二 民法第七百八十七条(認知の訴え)又は第八百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

三・四 省 略

(同族会社等の行為又は計算の否認等)

第三十二条 税務署長は、同族会社等(法人税法第二条第十号(定義))に規定する同族会社又は所得税法第一百五十七条规定第一項第二号(同族会社等の行為又は計算の否認等)に掲げる法人をいう。以下この条において同じ。)の行為又は計算で、これを容認した場これを容認した場合は当該同族会社等又は当該同族会社等の株主等(法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この項及び第三項において同じ。)若しくは当該株主等と政令で定める特殊の関係のある者の地価税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの者の地価税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかるわらず、税務署長の認めるところにより、これらの者に

(相続等により土地等を取得した場合の申告期限の特例)

第二十六条 同 上

一 同 上

二 民法第七百八十七条(認知の訴え)又は第八百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項(相続放棄の取消し等)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

三・四 同 上

(同族会社の行為又は計算の否認等)

第三十二条 税務署長は、法人税法第二条第十号(定義)に規定する同族会社(以下この条において「同族会社」という。)の行為又は計算で、これを容認した場合は当該同族会社又は当該同族会社の株主等(同法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この項及び第三項において同じ。)若しくは当該株主等と政令で定める特殊の関係のある者の地価税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの者の地価税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかるわらず、税務署長の認めるところにより、これらの者に

は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、これらの者に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額を計算することができる。

2 前項の場合において、法人が同族会社等に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあった時の現況によるものとする。

3 第一項の規定は、同族会社等の行為又は計算につき、法人税法第百三十二条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認）、所得税法第一百五十七条第一項若しくは相続税法第六十四条第一項（同族会社等の行為又は計算の否認等）又は第一項の規定の適用があった場合における当該同族会社等又は当該同族会社等の株主等若しくは当該株主等と同項に規定する特殊の関係のある者の地価税に係る更正又は決定について準用する。

4 税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立又は株式交換若しくは株式移転をした一方の法人又は他方の法人の行為又は計算で、これを容認した場合には当該一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等若しくはこれらの株主等と政令で定める特殊の関係のある者の地価税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの者の地価税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、これらの者に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額を計算することができる。

3 税務署長は、移転法人（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行った法人をいう。以下この項において同じ。）又は取得法人（合併等により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の行為又は計算で、これを容認した場合には当該移転法人若しくは当該取得法人又は当該移転法人若しくは当該取得法人の株主等若しくはこれらの株主等と政令で定める特殊の関係のある者の地価税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの者の地価税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、これらの者に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額を計算することができる。

（申告書の公示）

第三十四条 削除

（財務省令への委任）

第三十五条 この法律に定めるもののほか、帳簿の保存の方法その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額を計算することができる。

2 前項の場合において、法人が同族会社に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあった時の現況によるものとする。

第三十五条 この法律に定めるもののほか、帳簿の保存の方法、申告書の公示の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

(当該職員の質問検査権)

第三十六条 国税庁の当該職員又は土地等を有する者の納稅地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、地価税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の土地等若しくは当該土地等に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条及び第四十一条第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一～三 省 略

2～5 省 略

(官公署等への協力要請)

第三十七条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、地価税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(当該職員の質問検査権)

第三十六条 国税庁の当該職員又は土地等を有する者の納稅地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、地価税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の土地等若しくは当該土地等に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一条第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一～三 同 上

2～5 同 上

(官公署等への協力要請)

第三十七条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、地価税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 課税標準及び税率(第九条―第二十条)
第三章 納付及び還付(第二十一条―第三十条)
第一節 納付(第二十一条―第三十条)
第二節 還付(第三十一条)
第四章 雜則(第三十二条―第三十五条)
附則

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一〇一二 省略

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第三十三号から第一百五十八号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

(不動産等の価額)

第十条 別表第一第一号若しくは第二号又は第四号に掲げる不動産若しくは船舶又はダム使用権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産若しくは船舶又はダム使用権(以下この項において「不動産等」という。)の価額は、当該登記又は登録の時における不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第

目次

第一章 同 上
第二章 同 上
第三章 同 上
第一節 同 上
第二節 同 上
第四章 雜則(第三十二条・第三十三条)
附則

(非課税登記等)

第五条 同 上

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第二十四号から第五十四号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いて受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

(不動産等の価額)

第十条 別表第一の第一号若しくは第二号又は第四号に掲げる不動産若しくは船舶又はダム使用権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産若しくは船舶又はダム使用権(以下この項において「不動産等」という。)の価額は、当該登記又は登録の時における不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第

「第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 省略

(課税標準の数量の端数計算)

第十六条 別表第一に掲げる登記に係る課税標準の数量を計算する場合には、次に定めるところによる。

一 省略

二 別表第一第二十号に掲げる鉱区若しくは租鉱区又は同表第二十二号に掲げる共同開発鉱区の面積に十万平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十万平方メートルに満たないときは、これを十万平方メートルとする。

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 別表第一第一号(廿)イからホまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

省略

2-4 省略

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領收証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領收証書を当該登記等の

「第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 同上

(課税標準の数量の端数計算)

第十六条 同上

一 同上

二 別表第一第十六号に掲げる鉱区若しくは租鉱区又は同表第一第十七号の二に掲げる共同開発鉱区の面積に十万平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十万平方メートルに満たないときは、これを十万平方メートルとする。

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 別表第一第一号(九)イからホまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

同上

2-4 同上

(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第二十二号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領收証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領收証書を当該登記等の

嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2 省略

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び前条第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合にあつては、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条（前条第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条第二項（前条第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、前条第三項及び第三十五条第四項の規定により第二十二条又は第二十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては当該登記等に係る登記機関の定める書類とする。）の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。

(納付不足額の通知)

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで（第二十四条の二第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知ったときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納稅地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 省略

(税務署長による徴収)

第二十九条 省略

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで（第二十四条の二第三項及び第三十五条第四項の規定により読み

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び前条第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合にあつては、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条（前条第三項及び第三十三条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条第二項（前条第三項及び第三十三条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、前条第三項及び第三十三条第四項の規定により第二十二条又は第二十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては当該登記等に係る登記機関の定める書類とする。）の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。

(納付不足額の通知)

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで（第二十四条の二第三項及び第三十三条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知ったときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納稅地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 同上

(税務署長による徴収)

第二十九条 同上

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで（第二十四条の二第三項及び第三十三条第四項の規定により読み

替えて適用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事實を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。

（過誤納金の還付等）

第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者（これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者）の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

一・二 省 略
三 過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき。 当該過大に納付した登記免許税の額

2-8 省 略

（学校法人が取得する特定保育所の用に供する土地及び建物に係る登記の特例）
第三十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第二百七十九号）第三条第二項（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定）の認定を受けた私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人が特定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項に規定する幼保連携施設（同項の認定に係るものに限る。）を構成する児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項（児童福祉施設）に規定する保育所をいう。）の用に供する土地又は建物を取得した場合における別表第三の一の項の規定の適用については、同項の第三欄の第一号中「校舎」一とあるのは、「校舎（第三十三条に規定する特定保育所の用に供する建物を含む。）」とする。

（変更の届出に係る登録が新たな登録とみなされる場合の当該届出の取扱い）

第三十四条 保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百八十一条第二項（変更等の届出等）の規定による登録のうち別表第一第三十七号の規定により同法第二百七十

替えて適用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部が取り消されたときを除く。）。 当該過大に納付した登録免許税の額

（過誤納金の還付等）
第三十一条 同 上

2-8 同 上

（過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき（国税通則法第七十五条第一項第五号（他の行政機関の処分についての審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第二十六条第一項の認定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。）。 当該過大に納付した登録免許税の額）

六条（登録）の特定保険募集人の登録とみなされるものに係る同法第二百八十一条第一項第一号の規定による届出については、これを当該登録に係る申請とみなして、この法律の規定を適用する。

（電子情報処理組織等を使用した登記等の申請等）

第三十五条 省略

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条—第十七条、第十八条、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
（一）不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。）		
（注）この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。		
（二）所有権の保存の登記		
（イ）相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額 千分の四	
（ロ）共有物の分割による移転の登記	不動産の価額 千分の四	
（ハ）その他の原因による移転の登記	不動産の価額 千分の二十一	
（三）地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記	不動産の価額 千分の十	
（イ）設定又は転貸の登記	不動産の価額 千分の二	
（ロ）相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額 千分の二	
（ハ）共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額 千分の二	

（電子情報処理組織等を使用した登記等の申請等）

第三十三条 同上

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
（一）不動産の登記（不動産の信託の登記を含む。）		
（注）この号において「不動産」とは、土地及び建物並びに立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項（定義）に規定する立木をいう。		
（二）所有権の保存の登記		
（イ）相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額 千分の四	
（ロ）共有物の分割による移転の登記	不動産の価額 千分の四	
（ハ）その他の原因による移転の登記	不動産の価額 千分の二十一	
（三）地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記	不動産の価額 千分の十	
（イ）設定又は転貸の登記	不動産の価額 千分の二	
（ロ）相続又は法人の合併による移転の登記	不動産の価額 千分の二	
（ハ）共有に係る権利の分割による移転の登記	不動産の価額 千分の二	

二 その他の原因による移転の登記		四 地役権の設定の登記	
不動産の価額 の個数	承役地の不動 産の個数	不動産の価額 の予算金額	不動産の価額 の個数
五百円 千分の四	一個につき千	極度金額又は 動産工事費用	不動産の価額 の個数
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額、極 度金額又は不 動産工事費用	地役権の設定、強制競売、担保不動産競売 （その例による競売を含む。以下単に 「競売」という。）、強制管理若しく は担保不動産収益執行に係る差押え、 仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差 押えその他権利の処分の制限の登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（五）先取特権の保存、質権若しくは抵当 権の設定、強制競売、担保不動産競売 （その例による競売を含む。以下単に 「競売」という。）、強制管理若しく は担保不動産収益執行に係る差押え、 仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差 押えその他権利の処分の制限の登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（六）先取特権、質権又は抵当権の移転の 登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（七）根抵当権の一部譲渡又は法人の分割 による移転の登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（八）抵当権の順位の変更の登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（九）賃借権の先順位抵当権に優先する同 意の登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（十）信託の登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（十一）所有権の信託の登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（十二）所有権以外の権利の信託の登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（十三）相続財産の分離の登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（十四）所有権以外の権利の分離の登記
五百円 千分の四	一個につき千	債権金額又は 動産工事費用	（十五）所有権の保存の仮登記又は保存の 仮登記

四 地役権の設定の登記

(五) 先取特権の保存、質権若しくは抵当権の設定、強制競売、担保不動産競売(その例による競売を含む。以下単に「競売」という。)、強制管理若しくは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限の登記

(六) 先取特権、質権又は抵当権の移転の登記

イ 相続又は法人の合併による移転の登記

ロ その他の原因による移転の登記

(七) 抵当権の順位の変更の登記

(六の二) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記

(八) 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記

(九) 信託の登記

イ 所有権の信託の登記

ロ 所有権以外の権利の信託の登記

(十) 相続財産の分離の登記

イ 所有権の分離の登記

ロ 所有権以外の権利の分離の登記

(十一) 仮登記

イ 所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記

請求権の保全のための仮登記

口 所有権の移転の仮登記又は移転の
請求権の保全のための仮登記

(1) 相続又は法人の合併による移転
の仮登記又は移転の請求権の保全
のための仮登記

(2) 共有物の分割による移転の仮登
記又は移転の請求権の保全のため
の仮登記

(3) その他の原因による移転の仮登
記又は移転の請求権の保全のため
の仮登記

八

(1) 地上権、永小作権、賃借権若しく
は採石権の設定、転貸若しくは移転
の仮登記又は設定、転貸若しくは移
転の請求権の保全のための仮登記

(2) 設定若しくは転貸の仮登記又は
設定若しくは転貸の請求権の保全
のための仮登記

(3) 相続又は法人の合併による移転
の仮登記又は移転の請求権の保全
のための仮登記

(4) 共有に係る権利の分割による移
転の仮登記又は移転の請求権の保
全のための仮登記

(4) その他の原因による移転の仮登
記又は移転の請求権の保全のため
の仮登記

二

(1) 信託の仮登記又は信託の設定の請
求権の保全のための仮登記

(1) 所有権の信託の仮登記又は信託
の設定の請求権の保全のための仮
登記

| 不動産の価額 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 千分の一 | 千分の五 | 千分の一 | 千分の一 | 千分の五 | 千分の十 | 千分の二 | 千分の二 |

(1) 相続又は法人の合併による移転の
の仮登記又は移転の請求権の保全
のための仮登記

(2) 共有物の分割による移転の仮登
記又は移転の請求権の保全のため
の仮登記

(3) その他の原因による移転の仮登
記又は移転の請求権の保全のため
の仮登記

ハ 地上権、永小作権、賃借権若しく
は採石権の設定、転貸若しくは移転
の仮登記又は設定、転貸若しくは移
転の請求権の保全のための仮登記

(1) 設定若しくは転貸の仮登記又は
設定若しくは転貸の請求権の保全
のための仮登記

(2) 相続又は法人の合併による移転
の仮登記又は移転の請求権の保全
のための仮登記

(3) 共有に係る権利の分割による移
転の仮登記又は移転の請求権の保
全のための仮登記

(4) その他の原因による移転の仮登
記又は移転の請求権の保全のため
の仮登記

二 信託の仮登記又は信託の設定の請
求権の保全のための仮登記

(1) 所有権の信託の仮登記又は信託
の設定の請求権の保全のための仮
登記

(2) 所有权以外の権利の信託の仮登
記

| 不動産の価額 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 千分の一 | 千分の二 | 千分の五 | 千分の一 | 千分の一 | 千分の五 | 千分の十 | 千分の二 | 千分の二 |

記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記

本相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記

(1) 所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記

(2) 所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記

記又は移転の請求権の保全のための仮登記

ヘ その他の仮登記

(+) 所有権の登記のある不動産の表示の変更の登記で次に掲げるもの

イ 土地の分筆又は建物の分割若しくは区分による登記事項の変更の登記

(+) 付記登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記（これらの登記のうち「から」までの登記に該当するもの及び土地又は建物の表示に関する登記に係るものと除く。）

口 土地の合筆又は建物の合併による登記事項の変更の登記

不動産の個数	不動産の価額
個数	千分の一
後の不動産の個数	一個につき千円
合筆又は合併の不動産の個数	一個につき千円
不動産の個数	一個につき千円
同一の申請書により二十個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数一件につき二万円	一個につき千円